

<b>報道記者発表資料</b>  <b>朝 来 市</b>	提出日	令和 6 年 7 月 8 日
	問合せ先	担当部署：朝来市市民課環境推進室
		電話：079-672-6120
担当者	課長：佐野 成久	
	担当：波多野哲哉	

件名	「朝来市熱中症（特別）警戒アラート対応指針」を作成しました
----	-------------------------------

朝来市では、熱中症対策の一環として、朝来市熱中症（特別）警戒アラート対応指針を作成し、市内 15 カ所にクールスポットを設置しました。

本指針は、気候変動適応法第 18 条及び第 19 条の規定に関する、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の発表等（通称：熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラート）を適切かつ効率的に活用しながら、朝来市が熱中症対策を推進するためのものです。

**【背景】**

近年、気候変動等の影響により、猛暑日や熱帯夜が増加しており、熱中症による被害が深刻化しています。2023 年 5 月には、政府において「熱中症対策実行計画」が策定され、2030 年に熱中症による死亡者数（約 1,000 人）を現状から半減することを目標に、国、地方公共団体等が一体となった熱中症対策を推進することが求められています。

**【クールスポット】**

クールスポットとは、一時的に暑熱から避難し、涼める場所を言います。  
朝来市におけるクールスポットは、朝来市役所本庁や各支所、その他市の公共施設です。  
暑さにより体調に変化を感じたり、休憩が必要だと感じた際には、迷わずご利用ください。

**【資料】**

「朝来市熱中症（特別）警戒アラート対応指針」

**【問合せ先】**

朝来市役所市民生活部市民課環境推進室 担当：波多野

電話番号：079-672-6120

FAX 番号：079-672-1334

メールアドレス：[kankyuu@city.asago.lg.jp](mailto:kankyuu@city.asago.lg.jp)



## 朝来市熱中症（特別）警戒アラート対応指針

令和6年6月

改定など発行日	版数	改定など内容
令和6年6月28日	初版	

## はじめに

近年、気候変動等の影響により、猛暑日や熱帯夜が増加しており、熱中症による被害が深刻化しています。2023年5月には、政府において「熱中症対策実行計画」が策定され、2030年に熱中症による死亡者数を現状から半減することを目標に、国、地方公共団体等が一体となった熱中症対策を推進することが求められています。

本指針は、気候変動適応法第18条及び第19条の規定に関する、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の発表等（通称：熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラート）を適切かつ効率的に活用しながら、朝来市が熱中症対策を推進するためのものです。

## 熱中症対策の重要性

熱中症は、適切な対策を講じなければ、生命に関わる重大な疾患です。特に、高齢者や乳幼児、障害者などは、暑さに対する防御機能が弱く、熱中症にかかりやすい状態にあります。

近年、猛暑日や熱帯夜の増加により、熱中症による被害が深刻化しており、2020年には、全国で熱中症による死者数が過去最多となる1,500人を超えました。

現在は未発生ではありますが、今後発生の可能性がある健康被害を生じる極端な高温に備え、起こり得る影響を十分に認識し、効率的かつ機動的な対応ができるよう事前に必要な対策を整理し、準備することが求められています。

## 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報

### 1. 発表単位

【熱中症警戒アラート】：全国を58に分けた府県予報区等を単位として発表

兵庫県は県単位で発表（北海道、鹿児島県、沖縄県を細分化）

【熱中症特別警戒アラート】：都道府県単位で発表

### 2. 発表基準・タイミング

【熱中症警戒アラート】：

位置づけ：熱中症の危険性に対する「気づき」を促すもので、熱中症の危険性が極めて高くなると予想される場合に環境省・気象庁が発表

発表基準：県内の暑さ指数（WBGT（※1））情報提供地点（県内19地点）のいずれかにおいて、日最高暑さ指数が **33 以上**となることが予測される場合

発表時間：前日の午後5時または当日の午前5時

【熱中症特別警戒アラート】：

位置づけ：広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、熱中症による人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に環境省が発表

発表基準：それぞれの県内の全ての暑さ指数（WBGT）情報提供地点において、翌日の日最高暑さ指数が **35 以上**となることが予測される場合

発表時間：前日の午後2時（前日午前10時頃の予測値で判断）

（※1）暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）は、気温に加え、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、①湿度、②日射・輻射（ふくしゃ）など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標。乾球温度計に比べて太陽光や路面からの輻射熱による温度の上昇や湿度による冷却熱の影響をより正確に反映できる。

### 3. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用期間

4月第4水曜日～10月第4水曜日

## 市が行うべき対策（今後の実施検討事項も含む）

### 1. 情報収集・発信

（秘書広報課、防災安全課、各支所、市民課環境推進室、健幸づくり推進課、ケーブルテレビセンター）※南但消防本部

#### 【具体的な行動】

- ・熱中症警戒・注意情報やWBGT指数等に関する情報を迅速かつ分かりやすく住民に提供する。
- ・ホームページやSNS等を活用し、熱中症対策に関する情報を積極的に発信する。
- ・熱中症に関する相談窓口を設置し、住民からの相談に対応する。
- ・地域住民向けに、熱中症予防に関する講演会や講習会を開催する。
- ・熱中症に関する啓発情報を多言語で提供し、外国人住民への情報提供にも努める。
- ・地域住民が参加できるウォーキングや体操等のイベントの開催時等あらゆる機会を通じて熱中症の予防を啓発する。

### 2. 警戒・注意喚起・予防行動の促進など

（財務課、防災安全課、生涯学習課、各支所、市民課環境推進室、社会福祉課、高齢福祉課、地域包括支援センター、健幸づくり推進課、子育て支援課、こども園課、農林振興課、経済振興課、建設課、上下水道課、学校教育課）

#### 【具体的な行動】（※各小中学校等における具体的な行動は別に定める）

#### **一般的対応**

- ・熱中症予防について、住民への啓発を推進する。
- ・熱中症警戒・注意情報に基づき、住民への警戒を呼びかける。
- ・音声告知放送による注意喚起（防災安全課の放送卓または一般電話・携帯電話で放送可）
- ・データ放送のお知らせによる表示（各課で入力可）
- ・データ放送のL字放送（特別警報級・過去に類のない警戒が必要な場合のみ。防災安全課の「あさご安全安心メール」システムで作成可。そこまでの必要があるかは要検討）
- ・イベント開催時等には、参加者への注意喚起を徹底する。
- ・イベント開催時には、主催者としての対策（リスク管理や発生時の対応など）を検討し、イベントスタッフなどに周知し対応を徹底させる。
- ・農作業、土木作業に対する注意喚起を徹底する。
- ・屋内外でのスポーツやレクリエーション活動に対する注意喚起を徹底する。

- ・ 適当な冷房設備を有する、滞在させるために必要かつ適切な規模であるといった要件を満たす施設（商店、地域自治協議会等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として確保するよう努め、市民が来庁する公共施設は可能な範囲で一時休憩できる場所（クールスポット）として開放する。

#### **高齢者・障害者など**（社会的立場の弱い方含む）

- ・ 高齢者や乳幼児、障害者等、リスクの高い方への個別指導や声かけを行う。
- ・ 一人暮らしの高齢者等への個別訪問や声かけを行い、熱中症予防を呼びかける。
- ・ 高齢者のつどいの場（いきいき百歳体操、ミニデイ等）において熱中症予防について啓発を行う。
- ・ 障害者施設等において、適切なエアコン管理や換気等を行う。
- ・ 低所得世帯等、住居環境に課題がある方への支援を行う。
- ・ 要介護者等への熱中症対策に関する個別指導を行う。
- ・ 認知症高齢者等、自ら熱中症予防行動をとることが難しい方への見守り体制を強化する。

#### **こども**

- ・ 高齢者や乳幼児、障害者等、リスクの高い方への個別指導や声かけを行う。
- ・ 学校やこども園・保育園等において、児童生徒への熱中症対策指導を充実させる。
- ・ 学校やこども園・保育園等において、熱中症対策に関する教育を充実させる。
- ・ 登下校時の対応について検討する。

#### **事業者**

- ・ イベント開催時等には、参加者への注意喚起を徹底する。
- ・ イベント開催時には、主催者としての対策（リスク管理や発生時の対応など）を検討し、イベントスタッフなどに周知し対応を徹底させる。
- ・ 事業者に対して、熱中症対策に関する啓発を行う。
- ・ 事業者に対して、熱中症対策ガイドライン等に基づく対策を呼び掛ける。

### 3. 関係者間の連携強化（関係部署：関係各課）※南但消防本部

#### **【具体的な行動】**

- ・ 関係機関等と連携し、熱中症対策に関する情報共有や共同事業を実施する。
- ・ 医療機関や介護事業者等との連携を強化し、熱中症患者の円滑な受け入れ体制を整備する。
- ・ 熱中症対策について、事業者及び住民に対する普及啓発を行う、また、熱中症対策について、住民からの相談に応じ必要な助言を行う NPO 法人等の民間団体（熱中症対策普及団体）と連携する。

### 4. その他（関係部署：全部署）

#### **【具体的な行動】**

- ・ 全部署において熱中症対策に関する基礎知識を有する職員を育成する。
- ・ 健康被害対策課において熱中症対策に関する専門知識を有する職員を育成する。

- ・それぞれの部署での熱中症対策に関する取り組みを、必要に応じて改善していく。
- ・全職員が自ら率先して熱中症対策を実践し、周囲に呼びかける。

### 情報源など

- ・ 環境省熱中症対策情報 (<https://www.wbgt.env.go.jp/>)
- ・ 厚生労働省熱中症対策実行計画 ([https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/))

市が行うべき対策（今後の実施検討事項も含む） 2. 警戒・注意喚起・予防行動の促進など	対応すべき担当課
・熱中症予防について、住民への啓発を推進する。	健幸づくり推進課、(南但消防本部)
・熱中症警戒・注意情報に基づき、住民への警戒を呼びかける。	防災安全課、市民課環境推進室
・音声告知放送による注意喚起（防災安全課の放送卓または一般電話・携帯電話で放送可）	防災安全課、市民課環境推進室、ケーブルテレビセンター
・データ放送のお知らせによる表示（各課で入力可）	防災安全課、市民課環境推進室、ケーブルテレビセンター、その他担当課
・データ放送のL字放送（特別警報級・過去に類のない警戒が必要な場合のみ。防災安全課の「あさご安全安心メール」システムで作成可。そこまでする必要があるかは要検討）	防災安全課、ケーブルテレビセンター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント開催時等には、参加者への注意喚起を徹底する。</li> <li>・イベント開催時には、主催者としての対策（リスク管理や発生時の対応など）を検討し、イベントスタッフなどに周知し対応を徹底させる。</li> <li>・農作業、土木作業に対する注意喚起を徹底する。</li> <li>・屋内外でのスポーツやレクリエーション活動に対する注意喚起を徹底する。</li> </ul>	生涯学習課、芸術文化課、各支所、こども園課、観光交流課、農林振興課、建設課、上下水道課、学校教育課、その他イベント主催担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷房設備を有する等の要件を満たす施設（商店、地域自治協議会等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として確保するよう努め、市民が来庁する公共施設は可能な範囲で一時休憩できる場所（クールスポット）として開放する。</li> </ul>	財務課、防災安全課、生涯学習課、芸術文化課、健幸づくり推進課、各支所、経済振興課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症予防に関する啓発活動を積極的に展開し、住民の熱中症予防意識を高める。</li> <li>・地域住民が参加できるウォーキングや体操等のイベントの開催時等あらゆる機会を通じて熱中症の予防を啓発する。</li> </ul>	市民協働課、生涯学習課、市民課環境推進室、健幸づくり推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や乳幼児、障害者等、リスクの高い方への個別指導や声かけを行う。</li> </ul>	社会福祉課、高年福祉課、地域包括支援センター、子育て支援課、こども園課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人暮らしの高齢者等への個別訪問や声かけを行い、熱中症予防を呼びかける。</li> <li>・高齢者のつどいの場（いきいき百歳体操、ミニデイ等）において熱中症予防について啓発を行う。</li> </ul>	高年福祉課、地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者施設等において、適切なエアコン管理や換気等を行う。</li> <li>・低所得世帯等、住居環境に課題がある方への支援を行う。</li> </ul>	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者等への熱中症対策に関する個別指導を行う。</li> <li>・認知症高齢者等、自ら熱中症予防行動をとることが難しい方への見守り体制を強化する。</li> </ul>	社会福祉課、高年福祉課、地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校やこども園・保育園等において、児童生徒への熱中症対策指導を充実させる。</li> <li>・学校やこども園・保育園等において、熱中症対策に関する教育</li> </ul>	こども園課、学校教育課

<p>を充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 登下校時の対応について検討する。</li></ul>	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業者に対して、熱中症対策に関する啓発を行う。</li><li>・ 事業者に対して、熱中症対策ガイドライン等に基づく対策を呼び掛ける。</li></ul>	市民課環境推進室、経済振興課

## 【参考】

### 熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）の概要（キーメッセージ）

- 熱中症警戒アラートが発表された地域において、気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるので、他人事と考えず、暑さから、自分の身を守りましょう！！
- まずは、室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごしましょう。
- その上で、こまめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう。
- 高齢者、乳幼児等の方は熱中症にかかりやすいので特に注意し、周囲の方も声かけをしましょう。
- 皆で、身近な場所での暑さ指数（WBGT）を確認し、涼しい環境以外では、運動等を中止しましょう（皆で熱中症対策を積極的に取りやすい環境づくりをしましょう。）！！

### 熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）の概要（キーメッセージ）

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります！！
- 自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください！！
  - ・具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごせているか確認してください。
  - ・また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての方が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断してください。
- 今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた上で、準備や対応が必要です。

